

5 よくある質問をまとめました

1.介護保険のサービスを利用するには？

①介護保険のサービスを利用するには、どうしたらよいですか？

介護保険のサービスを利用するには、**介護認定**を受ける必要があります。

②介護認定を受けたいのですが、どこに行けばよいですか？

介護認定の申請は、市役所総合庁舎2階14番窓口の介護保険課、各支所または東部まちづくりセンターで受け付けています。なお、要介護認定には有効期間があります。更新手続きは有効期間満了の日の60日前から申請できます。

申請ができるのは本人または家族等ですが、窓口へ行き申請することが難しい場合は、**居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター**に申請を代行してもらうことができます。

③介護認定を申請するときに、必要な持ち物がありますか？ 印鑑は必要ですか？

申請に必要なものは、●**介護保険被保険者証** ●**主治医の氏名** ●**病院名等の控え**（申請書に記入欄があります）●**医療保険被保険者証** ●**窓口へ来庁される方の身分証明書**です。

・顔写真つき:1点（マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳等）
・顔写真なし:2点（医療保険証・年金手帳等）

介護認定の申請に印鑑は必要ありません。ただし、介護保険被保険者証を紛失した場合で、再交付手続きを本人以外が行う際は、委任状に本人の押印が必要です。



④これから介護認定の申請をします。介護保険のサービスをすぐに使うことはできますか？

介護保険のサービスは、申請した日から暫定的に利用できる場合があります。ただし、介護認定が非該当になった場合は、利用した分の費用は全額自己負担となります。

詳しくは、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所にご相談ください。

⑤認定の調査を受けるとき、どのようなことに気をつけるとよいですか？

- いつもと体調が違うと正しい調査ができないことがあります。体調のよいときに受けましょう。
- 普段不便に感じていること、伝えたいことなどはメモしておき、調査員に伝えましょう。
- 家族など普段の生活を知っている方に同席してもらいましょう。

⑥認定結果が届きましたが、サービスを利用するにはどうしたらよいですか？

認定結果が届きましたら、**要介護1～5の方は居宅介護支援事業所、要支援1,2の方は担当の地域包括支援センター**または**その他の介護予防支援事業所**に連絡し、ケアプランを作成してもらいましょう。ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成して、その計画に沿ってサービスを利用することになります。

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所の一覧は、認定結果と一緒に送ります。



⑦介護に関する相談をしたいのですが、どこに行けばよいですか？

地域包括支援センターは、高齢者の方々の相談窓口として各地域に設置されています。

専門職が介護に関することをはじめ、健康・福祉・医療・生活など、さまざまな面から高齢者の支援を行います。相談料は無料です。プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

お住まいの地域により担当の地域包括支援センターが決まっています。

【開 設 日】月曜日～金曜日
（祝日、12月30日～1月4日を除く）
【開設時間】午前9時～午後6時

地域包括支援センター名	住 所	電話番号	FAX 番号
中央	6条通4丁目 旭川勤労者福祉会館内	23-6022	23-6033
豊岡	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター内	35-2275	35-2276
東旭川・千代田	東旭川北1条6丁目 東旭川支所内	36-5577	74-7220
東光	東光5条2丁目 東部住民センター内	76-6020	76-5852
新旭川・永山南	永山2条5丁目	40-3003	40-3008
永山	永山3条19丁目 永山市民交流センター内	40-2323	40-2340
末広・東鷹栖	東鷹栖4条3丁目 東鷹栖地域センター2階	76-5065	58-3002
春光・春光台	春光5条4丁目 北部住民センター内	54-1165	54-1101
北星・旭星	川端町6条10丁目	46-6500	54-7580
神居・江丹別	神居2条10丁目	76-5511	60-2266
神楽・西神楽	緑が丘東3条1丁目 緑が丘地域活動センター内	66-5351	66-5352

2.介護保険料は大切な財源です

①介護保険料はどのように算出されているのですか？

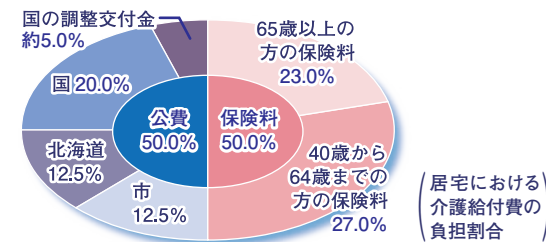
旭川市の65歳以上の方の介護保険料（第1号被保険者保険料）は、旭川市民が利用した介護保険のサービス量および介護保険給付等を基に、旭川市で令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で介護保険給付等にかかる費用額の見込額を算出して、そのうち第1号被保険者の負担割合（23%）でまかなう費用を算出します。その額を、65歳以上の人口で割り、介護保険料の基準となる額を算出しています。

実際の保険料は、所得に応じて負担の率が変わります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \hline \text{年額 74,280円} \\ \hline \text{(月額 6,190円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6(2024)年度から令和} \\ \hline \text{8(2026)年度までの旭川市の介} \\ \hline \text{護保険給付等にかかる総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \hline \text{負担分 (23\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{旭川市に住む} \\ \hline \text{65歳以上の人数} \\ \hline \end{array}$$

②私たちの保険料だけで介護保険をまかなっているのですか？

65歳以上の方が納める介護保険料のほか、40歳から64歳までの方が納める介護保険料、国、北海道、旭川市が費用（税金）を負担して介護保険を運営しています。



3.お問合せ先

- 介護保険料に関するお問合せは 介護保険課 介護保険料係 ☎25-5356
- 要介護認定に関するお問合せは 介護保険課 介護認定係 ☎25-5355
- 介護保険のサービスに関するお問合せは 介護保険課 管理給付係 ☎25-6485
- 介護保険事業計画や予算に関するお問合せは 長寿社会課 地域包括ケア推進係 ☎25-9797
- 介護予防に関するお問合せは 長寿社会課 地域支援係 ☎25-5273
- 高齢者の生きがいづくりや生活の支援に関するお問合せは 長寿社会課 高齢者支援係 ☎25-6457

～介護給付の適正化～

介護給付費の適正化のために、**介護給付と医療保険情報との照合やレセプト点検等**により、必要以上の介護給付を抑えるように努めています。

高齢者に対する制度・サービスを掲載した冊子「**いきいき長寿～高齢者の保健・福祉・介護～**」を発行しています。

〈配布場所〉市役所介護保険課・長寿社会課、各支所、各地域包括支援センター

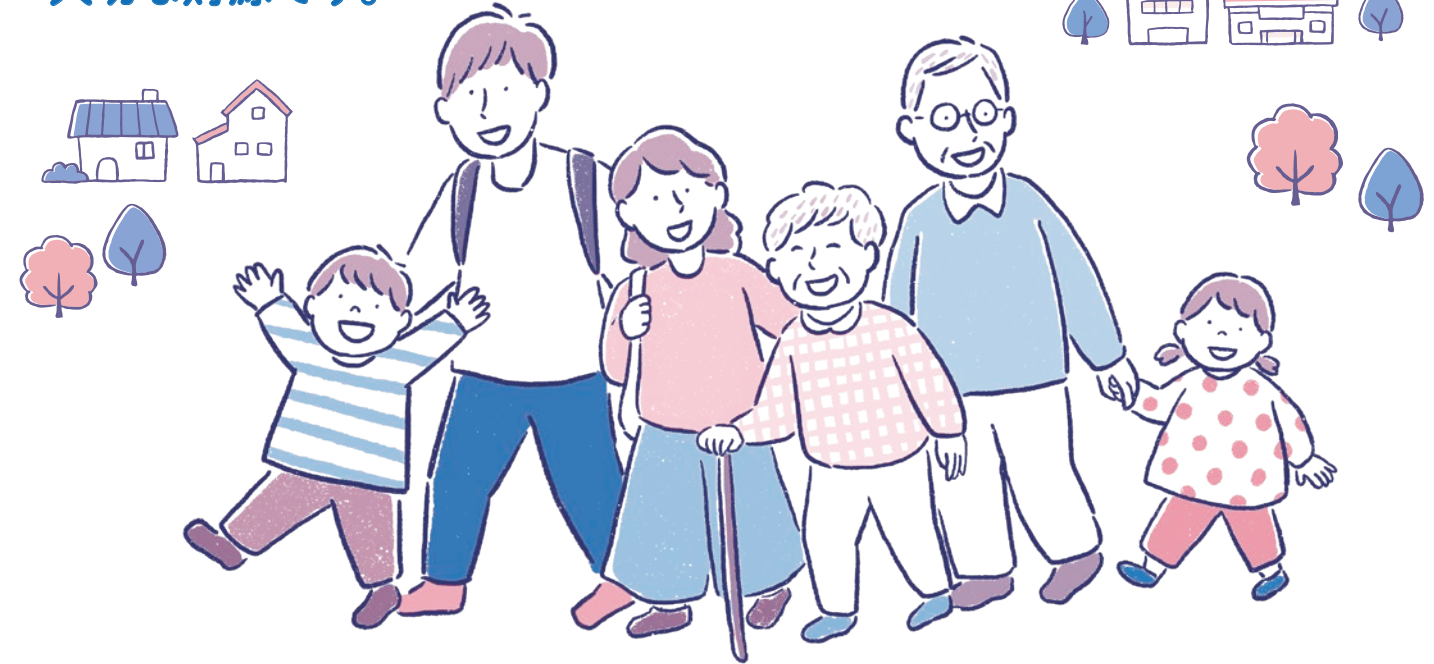
※長寿社会課ホームページでもご覧いただけます。



65歳以上のみなさんへ

介護保険料のご案内

介護保険は、40歳以上の方が加入して、老後の自立した生活を社会全体で支え合う制度です。保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。



介護保険の基本理念

1. 尊厳の保持と自立支援

介護保険は、介護（支援）等を必要とする人が、尊厳を保持し、その能力に応じて**自立した日常生活を送ることができるよう**、必要なサービスを行い、保健医療の向上や福祉の増進を図ることを目的としています。また、そのサービスは要介護（要支援）状態の**軽減と悪化の防止の助け**となるよう行われます。

2. 努力と義務

国民は、要介護状態になることを予防するために、**健康の保持増進に努めること**、要介護状態となった場合においても、**その能力の維持向上に努めること**が求められています。

「介護保険料の還付」などと称した不審な電話にご注意ください。

還付金が生じた場合は「文書」でお知らせします。ATMでの操作を求めることはありません。

旭川市福祉保険部介護保険課
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階
電話 0166-25-5356
FAX 0166-29-6404

（介護保険料係）



旭川市介護保険課

検索